道路法等の一部を改正する法律案について

改正法律

•道路法

- •道路整備特別措置法
- ・道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

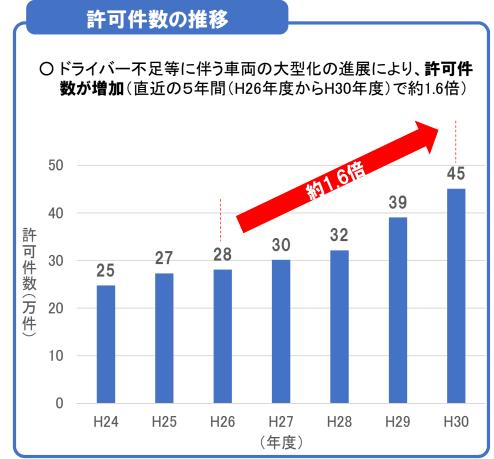
国土交通省 道路局



1. 物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設_{【道路法、道路特措法】}

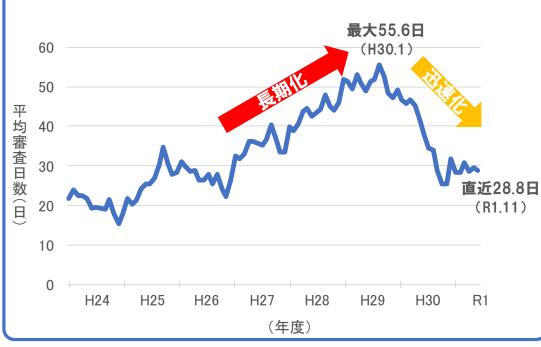


①特殊車両通行許可制度の現状



審査日数の推移

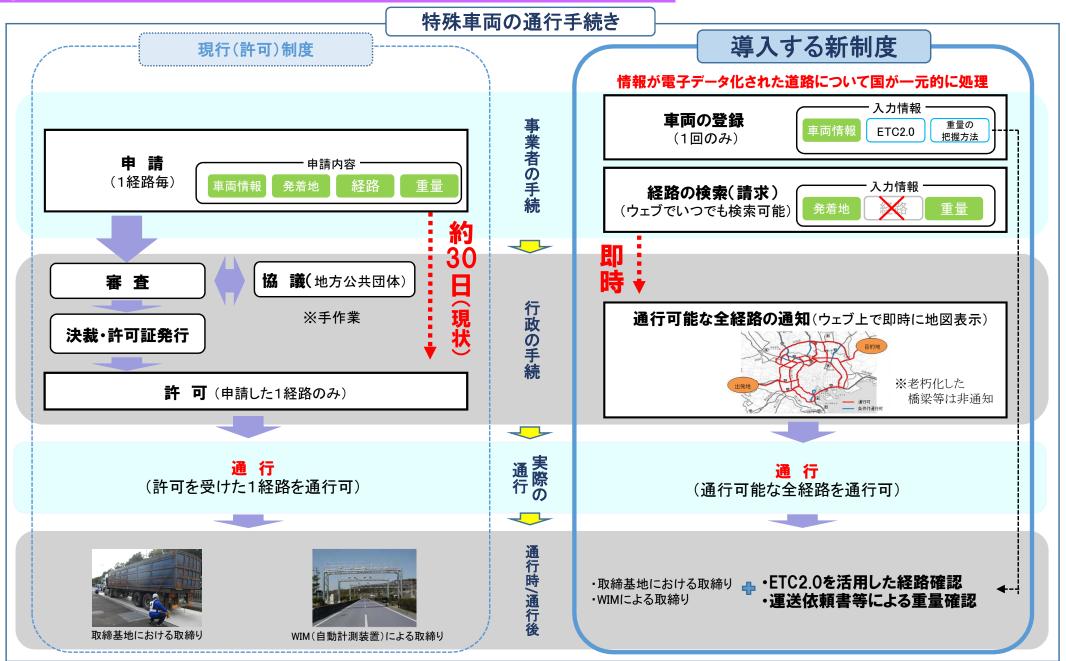
○ 申請件数の増加に伴い、**審査日数が長期化**する中、迅速化 に向けた取組みにより、5年前の水準までは短縮したが、**更な る短縮は困難**な状況

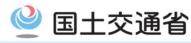


現行制度の抜本的見直しが必要

1. 物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設_{【道路法、道路特措法}】

② デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入



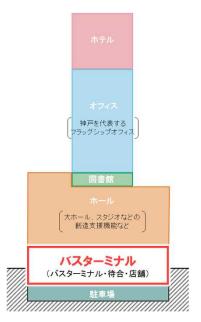


特定車両停留施設

- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、<u>バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設</u>を道路 附属物として、新たに位置付け
 - ▶ 施設運営については、コンセッション(公共施設等運営権)制度の活用を可能とする

事業者専用の道路施設の構築

- バス、タクシー、トラック等を停留させるための「特定車両停 留施設」を、新たに道路附属物として位置付け
- ▶ 道路管理者が停留料金を徴収できることとする 等





[バス待合空間のイメージ]



[再開発ビル内に設置する場合

「バス乗降空間のイメージ】

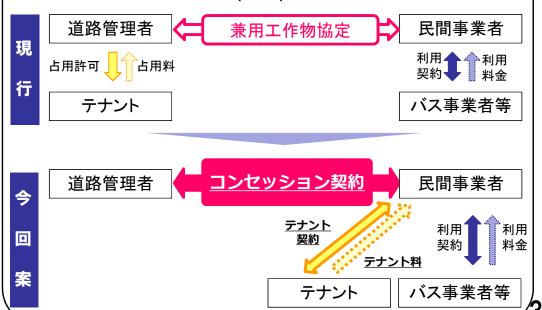
の構成のイメージ] 出典:国道2号等神戸三宮駅前空間事業計画「中間とりまとめ」(概要)

<特定車両停留施設のイメージ>

維持管理・運営における民間ノウハウの活用

- 特定車両停留施設に「<u>コンセッション (公共施設等運営権)</u> 制度」の活用を可能とする
 - ▶ 運営権者が利用料金を収受できることとする。
 - ▶ 協議の成立 (契約の締結等) により占用許可とみなす 等
- ⇒ 収入の多様化により民間事業者の参入が容易に

<集約公共交通ターミナル(バスタ)における事業スキームイメージ>





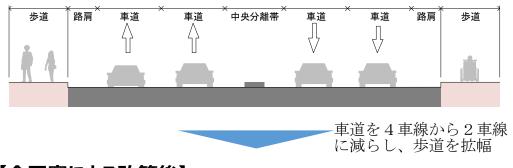
歩行者利便増進道路

賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

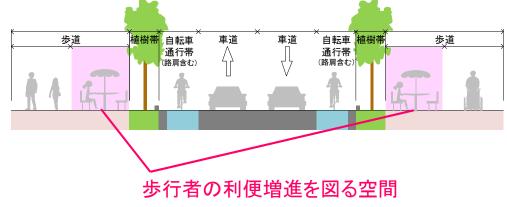
歩行者の利便増進のための構造基準の策定

・歩道等の中に、"歩行者の利便増進を図る空間"を定める ことが可能に

〔新たな構造基準のイメージ〕 【現行】

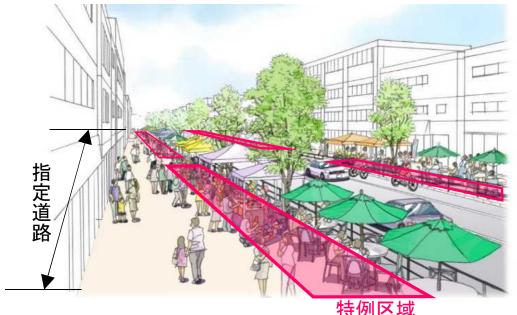


【今回案による改築後】



利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- 特例区域では、占用がより柔軟に認められる
- 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくり が可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能 (テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく)





自動運行補助施設

○ 自動運転車の運行を補助する施設(磁気マーカー等)を道路附属物に「自動運行補助施設」として 位置づけ(民間事業者の場合は占用物件とする)

<自動運行補助施設のイメージ>



▲電磁誘導線による自車位置特定による運行の補助



▲位置情報表示施設による自己位置補正の補助

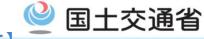


▲磁気マーカーによる自車位置特定による運行の補助



▲車両センサーの届かない箇所における道路状況把握の補助

5. 国による地方管理道路の災害復旧等を代行できる制度の拡充



【道路法】

国による災害復旧の代行

○ 近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、道路啓開・災害復旧の代行の対象を拡大

発生直後(道路啓開) 災害復旧 重要物流道路(代替・補完路含む)に限定 補 助 対象範囲の拡大 補助国道における災害復旧 玉 渞 補助国道全線 重要物流道路(代替・補完路含む)に限定 |重要物流道路(代替・補完路含む)に限定 妣 対象範囲の拡大 対象範囲の拡大 方 渞 地方道全線 地方道全線